

人材育成助成事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人旭川産業創造プラザ（以下「財団」という。）業務方法書第4条の規定に基づき、人材育成助成事業に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、道北地域における中小企業等の技術者等の研修事業等に対し、その経費の一部を助成することにより、人材育成の促進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第3条 助成の対象者は、道北地域に主たる事業所を有し、6か月以上事業を行っている、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項（第1号から第4号）に規定する中小企業等及び中小企業者等によるグループとする。但し、原則として当該年度中及び前年度に助成を受けた中小企業等及び中小企業者等によるグループは対象外とする。

2 道北地域は次に掲げる6市31町4村とする。

- (1) 上川地域 旭川市・士別市・名寄市・富良野市・鷹栖町・東神楽・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町
- (2) 留萌地域 留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町
- (3) 宗谷地域 稚内市・猿払村・浜頓別町・中頓別町・枝幸町・豊富町・礼文町・利尻町・利尻富士町・幌延町

3 中小企業等によるグループにおいては、代表事業者を1者決定するものとする。

(対象事業)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 派遣研修事業：技術者等の先進企業、試験研究機関、大学等への派遣
- (2) 自主研修事業：地域内外研究者等の招聘による技術者等の研修、技術指導

(対象経費)

第5条 助成対象経費は、当該年度内に支出するものであって、次に掲げる経費のうち、消費税及び地方消費税を差し引いたものとする。

- (1) 派遣研修事業：交通費、滞在費、受講料等
- (2) 自主研修事業：講師謝礼、講師旅費、機材等賃借料、会場使用料等

(助成額)

第6条 助成金の交付限度額は、1件当たり10万円以内とし、補助率は原則として前条に定める対象経費の2分の1以内とする。但し、理事長が特に認めたときは、交付限度

額の範囲内で対象経費の3分の2以内とすることができる。また、助成金額に千円未満の端数があるときには、当該端数金額を切り捨てた額とする。

(助成期間)

第7条 助成対象期間は、申請のあった年度内とする。

(申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、財団が定める日までに次に掲げる書類を作成して申請するものとする。

(1) 派遣研修事業

- ①人材育成助成事業申請書 (様式第1号)
- ②人材育成助成事業計画書 (様式第2号)
- ③その他関係書類

(2) 自主研修事業

- ①人材育成助成事業申請書 (様式第1号)
- ②人材育成助成事業計画書 (様式第3号)
- ③その他関係書類

(審査及び決定)

第9条 財団は、前条の申請書を受理したときは、速やかに助成対象事業の内容を審議し、採否及び助成金額を決定するものとする。

(決定の通知)

第10条 財団は、対象事業の採否、及び助成金額を決定したときは、速やかにその決定を当該申請者に通知(様式第7号)するものとする。但し、助成の対象となった者(以下「助成対象者」という。)に対しては、次の条件を付して通知するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、事前に財団に通知し、その承認を受けること。

- ・助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- ・助成対象事業に要する経費の内容を変更しようとするとき
- ・助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき

(2) 助成対象事業が予定の期限内に完了しないおそれのあるときは、速やかに財団に報告し、その指示を受けること

(3) 助成金は、助成対象事業以外の用途に支出してはならないこと

(報告)

第11条 助成対象者は、対象事業の完了等について、次の区分により財団に報告するものとする。

(1) 事業完了報告

助成対象事業が完了し、助成対象経費の支払いを終えたときは、事業完了後30日以内、かつ事業完了年度内に人材育成助成事業完了報告書兼請求書(様式第4号)に

人材育成助成事業精算書（様式第5号）及び証拠書類の写しを添えて、財団に提出するものとする。

（2）事業計画変更報告

助成対象事業の内容の変更、中止、廃止、又は遂行が困難となったときは、速やかに人材育成助成事業変更届出書（様式第6号）を提出し、財団の指示を受けるものとする。

（助成金の交付）

第12条 財団は、対象事業の完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査（現地調査を含む。）し、助成条件に適合しているときは、助成金額を確定して助成対象者からの請求に基づき交付する。

（決定の取消）

第13条 財団は、助成対象者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金交付の決定の内容、又はこれに付した条件に相違したときは、助成金交付決定の全部、又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、助成金の交付後においても適用するものとする。

3 財団は、助成金交付決定の全部、又は一部を取消した助成対象者に対し、助成金の返還を命じることができる。

（帳簿等の整備）

第14条 助成対象者は、対象事業の経理についてその他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成4年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年5月31日から施行する。

様式第1号

年度 人材育成助成事業 申請書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎 様

所在地
申請者 企業等の名称
代表者

印

人材育成助成事業の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

■申請者

事業者名		業種	
創業・設立	年 月 日	資本金	千円
常用従業員数		所属団体	
主な生産（販売） 品目又は団体の 活動内容			
連絡者	所属	氏名	
連絡先	TEL	FAX	
E-mail			

■助成実績（当財団から過去の助成を受けた実績）

助成区分	助成時期	助成額
研究開発助成	年度	千円
	年度	千円
人材育成助成事業	年度	千円
	年度	千円

■総所要額及び助成希望額

総所要額	円
助成希望額	円

様式第2号

年度 人材育成助成事業 計画書（派遣研修事業）

(1) 派遣者及び派遣目的の概要

事業名					
事業期間		開始	年	月	日
		終了	年	月	日
派遣の目的					
派遣事業内容等					
派遣者の概要	職氏名				
	所属部署				
	生年月日・性別				
	資格・免許等				
	現在の職務内容				

(2) 派遣先の概要

名称（企業名・機関名・学部学科名等）		
派遣先住所		
派遣先の受入実績		
派遣先の宿泊施設	有 ・ 無	
	所在地	
	電話番号	() -
	定員	名
	滞在費	宿泊のみ / 宿泊・食事代 日額・月額 円

(3) 収支計画

(収入)

(単位：円)

科目	予算額	摘要
助成金		(一財) 旭川産業創造プラザ
自己資金		
合計		

(支出)

(単位：円)

科目	予算額	備考
交通費		
滞在費		
受講料		
合計		

様式第3号

年度 人材育成助成事業 計画書（自主研修事業）

(1) 事業計画

事業名		
事業期間	開始	年 月 日
	終了	年 月 日
事業目的		
事業内容		
事業実施場所	住所	
	会場名	
参加予定人数		

(2) 講師等の概要

講師氏名	
住所	
企業（機関）名	
主な経歴・資格等	

(3) 収支計画

(収入)

(単位：円)

科目	予算額	摘要
助成金		(一財) 旭川産業創造プラザ
自己資金		
合計		

(支出)

(単位：円)

科目	予算額	摘要
講師謝礼費		
講師旅費		
機材等賃借料		
会場使用料		
合計		

様式第4号

年度 人材育成助成事業 完了報告書兼請求書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎 様

(申請者)
所在地
企業名
代表者名 印

年 月 日付旭産創第 号により交付決定通知を受けた人材育成助成事業について、年 月 日完了しましたので、人材育成助成事業実施要領第1条第1号の規定により、関係書類を添えて報告し、助成金を請求します。

記

1 人材育成助成事業結果報告書

2 人材育成助成事業精算書

・交付決定額	金	円
・助成金請求額	金	円

3 添付書類

支出に係る証拠書類

振込先口座 _____ (銀行・信用金庫・信用組合) _____ 店
口座番号 (普通・当座) _____
口座名義 _____

様式第5号

年度 人材育成助成事業 精算書

(収入)

(単位：円)

科目	予算額	精算額	摘要
助成金			(一財)旭川産業創造プラザ
自己資金			
合計			

(支出)

(単位：円)

科目	予算額	精算額		摘要
			内、助成金	
講師謝礼費				
講師旅費				
機材等賃借料				
会場使用料				
交通費				
滞在費				
受講料				
合計				

様式第6号

年度 人材育成助成事業 変更届出書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎 様

(申請者)
所在地
企業名
代表者名 印

年 月 日付旭産創第 号により交付決定通知を受けた人材育成助成事業の（変更・中止・廃止）について、人材育成助成事業実施要領第11条第2号の規定により報告します。

記

- 1 人材育成助成事業名
- 2 (変更・中止・廃止)の理由
- 3 (変更・中止・廃止)までの人材育成助成事業の状況

様式第7号

(採択用)

年度 人材育成助成事業に係る通知

旭産創第 号
年 月 日

(申請者)
所在地
企業名
代表者名 様

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎

先に申請のあった 年度人材育成助成事業の審査を行った結果、助成対象事業として採択されたので通知します。

記

<助成対象事業名> (派遣研修／自主研修)

<助 成 額> 円

<助成金の交付> 助成対象事業完了後

但し、次のことを厳守してください。

- (1) 助成対象事業が完了したときは、財団の指示に従い、事業完了報告を行うこと。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、事前に財団に報告し、その承認を受けること。
 - ・助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ・助成対象事業に要する経費の内容を変更しようとするとき。
 - ・助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない恐れのあるときは、速やかに財団に報告し、その指示を受けること。
- (4) 助成金は、助成対象事業以外の用途に支出してはならない。

様式第7号

(不採択用)

年度 人材育成助成事業に係る通知

旭産創第 号
年 月 日

(申請者)
所在地
企業名
代表者名

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎

先に申請のあった 年度人材育成助成事業の審査を行った結果、助成対象事業として不採択となったので通知します。

尚、今後とも、道北地域の発展のため、人材育成に努めていただくとともに、貴社の益々のご発展を心より祈念します。